

○周南市職員定数条例

平成 15 年 4 月 21 日条例第 23 号

周南市職員定数条例（抄）

第 1 条 （略）

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

（1）～（5） （略）

（6） 農業委員会の職員 6 人

（7）～（10） （略）

第 3 条～第 4 条 （略）

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

（略）

附 則（令和 4 年 9 月 26 日条例第 33 号抄）

第 1 条 この条令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（後略）